

岩倉市生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量対策として生ごみ処理機を設置する者に、その購入費の一部を補助することにより、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため、岩倉市生ごみ処理機購入補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる生ごみ処理機は、次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ処理機(ディスポーザ式のものを除く。) 微生物を投入しないで、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器(1世帯につき1台に限る。)
- (2) 生ごみ消滅機 微生物を投入し、攪拌することにより、生ごみを発熱させ、減量し、又は消滅させる機器(1世帯につき1台に限る。)

2 前項の生ごみ処理機の設置については、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 設置者が市内居住者で、生ごみの減量化又はたい肥化のために適切に使用及び管理ができること。
- (2) 市内の販売店登録業者(以下「指定店」という。)から購入し設置するものであること。
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

3 買替えによる生ごみ処理機は、補助金の交付を受け設置されているものが設置の日から次に掲げる期間の経過により使用不能と認められる場合に限り補助の対象とする。

- (1) 生ごみ処理機 5年以上の期間
- (2) 生ごみ消滅機 5年以上の期間

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。ただし、その額に100円未満の端数の額が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 生ごみ処理機及び生ごみ消滅機 消費税及び地方消費税を含まない購入金額の2分の1とする。ただし、補助限度額は1台につき20,000円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機購入補助金交付申請書(様式第1)により市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、生ごみ処理機購入補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(設置完了届及び補助金の交付請求)

第6条 前条の通知を受けた者が生ごみ処理機を設置したときは、生ごみ処理機購入補助金交付請求書(様式第3)に、生ごみ処理機購入に係る領収書の写しを添付した生ごみ処理機設置完了届(様式第4)を添えて、通知のあった日から1月以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付請求があったときは、完了を確認したのち交付する。

(委任)

第8条 申請者は、第4条及び第6条に規定する申請及び請求の手続き並びに補助金の受領に関して、委任状(様式第5)により指定店に委任することができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(指定店の登録)

第10条 指定店になることができるものは、市内に店舗を有し、かつ、生ごみ処理機を販売しているものとする。

2 指定店の登録は、生ごみ処理機販売店登録申請書(様式第6)により市長に申請しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩倉市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日以後に購入する岩倉市生ごみ処理機器について適用し、同日前に購入した生ごみ処理機器については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩倉市生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日以後に購入する岩倉市生ごみ処理機の補助金の交付について適用し、同日前に購入した生ごみ処理機器の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。